

愛媛県の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和5年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度 の人件費率
令和5年度	人 1,312,298	千円 740,769,253	千円 5,247,092	千円 152,103,410	% 20.5	% 22.9

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

令和5年度における普通会計の決算による職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1人当たりの給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	人 17,981	千円 75,892,797	千円 13,750,905	千円 29,887,531	千円 119,531,233	千円 6,648	千円 6,872

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3)特記事項

令和6年度の知事等特別職の給与の臨時的な減額措置は、以下のとおりです。

○特別職

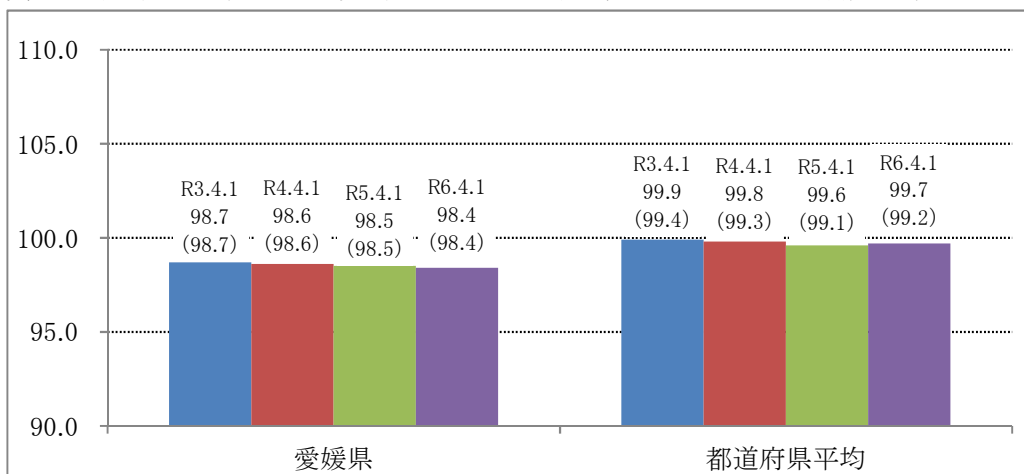
区 分	給 料
知 事	10/100
副知事	6/100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5/100

(4)ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを 100 として比較したものです。

本県の令和 6 年 4 月 1 日におけるラスパイレス指数は、98.4 と国よりも低くなっており、都道府県平均（99.7）を 1.3 ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 20% の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が 75.9%（令和 6 年 4 月 1 日現在）であるのに対し、県職員は 0.4%（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



注 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

注 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

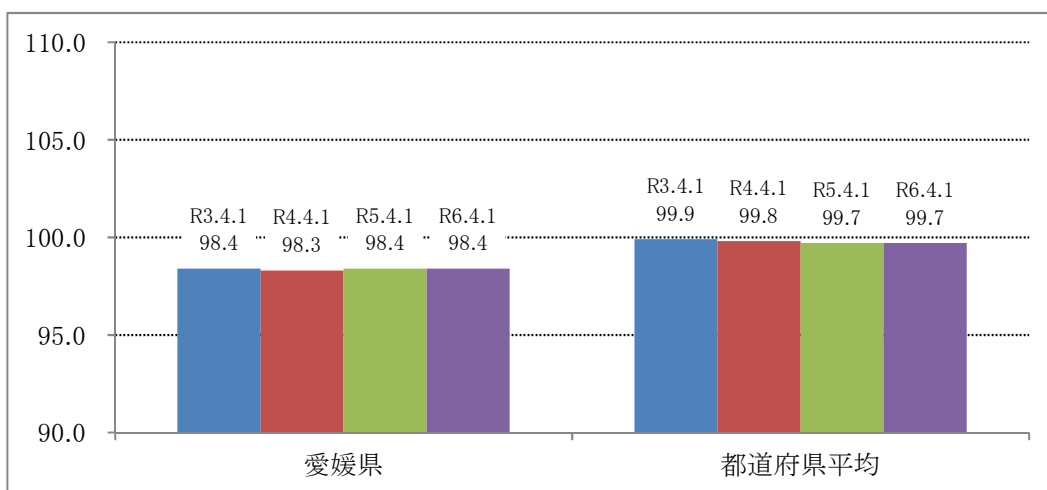
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

注 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

(5)パーシェ指数の状況

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和 6 年 4 月 1 日におけるパーシェ指数は、98.4 と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



(6)給与改定の状況

令和6年度については、県人事委員会の勧告を受け、県職員給与と民間給与の格差是正等のため、次のとおり改定しました。

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	県職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 362,376	円 352,062	円 10,314 (2.93%)	% 2.93	% 2.93	% 2.76

注 「民間給与」、「県職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	県職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.59	月 4.50	月 0.09	月 0.10	月 4.60	月 4.60

注 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合です。また、「県職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当を合計した年間の支給月数です。

(7)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

平成27年4月1日に、一般行政職員の給料表について、平均△2.38%（最高△4.36%）の見直しを行いました。
給料表見直しの経過措置(現給保障)は3年とし、平成30年3月31日をもって終了しました。

②地域手当の見直し

地域手当の支給割合について、平成27年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

【参考：R6.4.1現在の支給割合】

東京都特別区在勤者：20% 大阪府大阪市在勤者及び医療職給料表（一）適用者：16%

③その他の見直し内容

・単身赴任手当

単身赴任手当の支給額について、平成27年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

【参考：R6.4.1現在の支給額】

基礎額：30,000円 距離加算上限額：70,000円

・管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当の支給対象業務について、平成27年度に国と同じ基準で平日深夜業務を追加しました。